

※役員に報酬は支払っておりませんので、役員報酬規程は設けておりません。

〒272-0832 千葉県市川市曾谷 1-24-5

認定特定非営利活動法人ルーム・トゥ・リード・ジャパン

共同理事長 ギータ・ムラリ

共同理事長 中島 恵

[日本語訳]

第5章 賃金

第30条 （賃金の構成）

第1項 賃金は、基本給、並びに時間外勤務、休日勤務及び深夜勤務に係る割増賃金からなる。ただし、RtR ジャパンが指定する従業員であつて、労働基準法第41条第2号に定める監督又は管理の地位にある者は、時間外勤務及び休日勤務に係る割増賃金の適用を受けず、深夜勤務に係る割増賃金は基本給に含まれるものとする。

第31条 （基本給）

第1項 RtR ジャパンは、従業員の経験、年齢、技能、職務内容、勤務遂行能力その他の要素をそれぞれ考慮したうえで、基本給を定める。

第2項 原則として、基本給は年俸として算出される。年次基本給の12分の1が毎月、月給として支払われる。

第32条 （費用等）

第1項 従業員は、通常の業務の過程で当該従業員に適切に発生した合理的な費用等について、RtR ジャパンの費用償還方針に従い、かつ、RtR ジャパンが当該費用等に関する領収書の提出を求めたときはこれを提出することを条件として、償還を受ける。

第2項 RtR ジャパンは、月額30,000円を上限として、各従業員に対し、通勤手当を支払う。ただし、各従業員は最も経済的合理性のある手段（すなわち、通勤電車・バス等の公共交通機関）を用いるものとする。

第33条 （強制加入の労働保険・社会保険制度）

第1項 RtR ジャパンは、該当する場合、日本法に基づき、次の政府管掌の労働保険及び社会保険制度に加入する。①健康保険、②厚生年金保険、③労働災害補償保険、及び④雇用保険。かかる制度の保険料は、適用法令に基づき従業員とRtR ジャパンが負担する。

第2項 従業員は、RtR ジャパンがその裁量により、RtR ジャパンの従業員が一般に利用できるようにする全ての給付制度のうち、当該従業員が適格を有する制度に参加することができるものとする。ただし、RtR ジャパンが随時実施する給付制度への参加を終了させる権利を留保する。RtR ジャパンはまた、その絶対的な裁量により、他の給付制度に変更する権利、又は当該制度の下で従業員が利用できる給付金等を変更する権利を留保する。

第34条 （割増賃金）

第1項 割増賃金は、次の計算式に従って算出され、適格従業員に支払われる。

(1) 時間外勤務に係る割増賃金（従業員の勤務時間が1日8時間又は1週間40時間を超えたとき）

$$\text{基本時間給} \times 125\% \times \text{時間外勤務時間数}$$

(2) 休日勤務に係る割増賃金（従業員が休日に勤務したとき）

$$\text{基本時間給} \times 135\% \times \text{休日勤務時間数}$$

- (3) 深夜勤務に係る割増賃金（従業員が午後 10 時から午前 5 時までの間に勤務したとき）

基本時間給×25%×深夜勤務時間数

第 35 条 （休暇中の賃金）

- 第 1 項 RtR ジャパンは、年次有給休暇期間中、所定の勤務時間について支払われる賃金と同額を支払う。
- 第 2 項 RtR ジャパンは、第 23 条乃至第 28 条に定める、産前産後休業、母性健康管理、育児休業及び介護休業、育児時間並びに月次病欠の期間中は賃金を支払わない。
- 第 3 項 RtR ジャパンは、第 29 条第 1 項に定める忌引の期間中、賃金を支払う。

第 36 条 （欠勤の取扱い）

- 第 1 項 RtR ジャパンは、欠勤、遅刻、早退、私用外出の時間については、賃金から次の金額を控除する。従業員の時間給×欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数

第 37 条 （賃金の計算期間及び賃金支払日）

- 第 1 項 月次基本給は 1 日毎に発生し、暦月単位で計算される。月次基本給は、当該月 26 日に、約 3 週間分を後払いし、約 1 週間分を前払いする（当該月の 26 日が銀行休業日である場合、月次基本給は直前の銀行営業日に支払われる）。ただし、時間外勤務手当等は、暦月単位で計算され、翌月 26 日に支払われる（当該月の 26 日が銀行休業日である場合、時間外勤務手当等は直前の銀行営業日に支払われる）。

第 38 条 （賃金の支払い及び賃金からの控除）

- 第 1 項 RtR ジャパンは、現金により賃金の全額を従業員に対し直接支払う。ただし、RtR ジャパンは、従業員の事前の承諾を条件として、銀行口座振替により指定の銀行口座に賃金を振り込むことにより支払うことができる。
- 第 2 項 RtR ジャパンは、従業員の賃金から次に掲げるものを控除する。
- (1) 源泉所得税
 - (2) 住民税
 - (3) 社会保険料のうち被保険者負担分
 - (4) 失業保険料のうち被保険者負担分、及び／又は
 - (5) その他、賃金から控除することを従業員の過半数を代表する者と書面により合意したもの

第 39 条 （賃金の見直し）

- 第 1 項 各従業員の基本給は、直前年度における当該従業員の勤務成績に基づき、毎年 1 回見直され、調整されることがある。ある年度の基本給の増額は、当該従業員に対し、翌年度又はその後の年度の昇給の権利を与えるものではない。
- 第 2 項 RtR ジャパンは、特に必要な場合は、前項のほか不定期に基本給を調整することがある。

第40条 (裁量的業績賞与)

- 第1項 RtR ジャパンの絶対的な裁量により、RtR ジャパンが随時運営する、従業員の個人的な目標達成及びRtR ジャパンの財政状態に基づく賞与制度に従業員が参加することが認められる。当該制度の詳細についてはRtR ジャパンが別途定める。
- 第2項 賞与の支払いは勤務成績を基準とするため、当該賞与制度に別段の定めがある場合を除き、従業員は、賞与についての勤務評価を受ける資格を得るために少なくとも3カ月間勤務していなければならない。ただし、当該制度に別段の定めがない限り、当該従業員が、RtR ジャパンが賞与支払日と指定した日にRtR ジャパンの従業員ではなくなっている場合、又は解雇通知を受領している場合、若しくは退職届を提出している場合、当該賞与制度による支払いは行われぬ。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類 /

法人名	認定特定非営利活動法人 ルーム・トゥ・リード・ジャパン	事業年度	平成30年1月1日～同年12月 31日
-----	--------------------------------	------	------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取寄付金	✓ 120,973,059円
施設等受入評価益	0円
ファントレヰヰングイベント参加料	✓ 5,530,220円
受取利息	✓ 89円
雑収益	✓ 6,872,919円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	✓ 133,376,287円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	0円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
なし	0円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
なし	0円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び支出の生じる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生じる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		1,050,000円	ファンディングイベント参加料
		700,000円	同上
		350,000円	同上
		350,000円	同上
		350,000円	同上
		350,000円	同上
		350,000円	同上
		350,000円	同上

(2) 支出の生じる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		3,728,522円	ファンディングイベント費
		981,809円	同上
		950,227円	同上
		685,000円	同上
		404,002円	同上

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
なし				0円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	住所又は所在地	貸付 年月日	対価の額	貸付資産の内容等
なし				0円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関係	住所又は所在地	役務の提 供年月日	対価の額	役務提供の内容等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
[Redacted]	350,000円	2018.5.6
	260,000円	2018.5.6
	1,150,000円	2018.5.6
	240,000円	2018.3.2
	7,935,000円	2018.5.1
	10,000円	2018.10.31
	60,000円	2018.2.6
	7,000円	2018.2.10
	63,050円	2018.6.25
	55,000円	2018.12.19
	3,000円	2018.12.19
	35,000円	2018.5.14
	350,000円	2018.5.14
	225,000円	2018.5.14
	5,000円	2018.11.24
	19,000円	2018.11.29
	円	.
	円	.
	円	.
	円	.

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
2人	11,731,219円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄附金額
2018.1.18	ルーム・トゥ・リード・インド		インドにおける識字教育プログラムおよび女子教育プログラムにかかる費用	4,509,108 円
2018.3.15	ルーム・トゥ・リード・カンボジア		カンボジアにおける識字教育プログラムおよび女子教育プログラムにかかる費用	14,245,522 円
2018.5.11	ルーム・トゥ・リード・バングラデシュ		バングラデシュにおける識字教育プログラムおよび女子教育プログラムにかかる費用	21,535,558 円
2018.5.11	ルーム・トゥ・リード・ネパール		ネパールにおける識字教育プログラムおよび女子教育プログラムにかかる費用	6,678,874 円
2018.7.20	ルーム・トゥ・リード・カンボジア		カンボジアにおける識字教育プログラムおよび女子教育プログラムにかかる費用	5,747,261 円
2018.7.23	ルーム・トゥ・リード・ベトナム		ベトナムにおける識字教育プログラムおよび女子教育プログラムにかかる費用	5,004,755 円
2018.10.12	ルーム・トゥ・リード・スリランカ		スリランカにおける識字教育プログラムおよび女子教育プログラムにかかる費用	6,835,200 円
2018.10.12	ルーム・トゥ・リード・ベトナム		ベトナムにおける識字教育プログラムおよび女子教育プログラムにかかる費用	4,945,843 円
2018.11.13	ルーム・トゥ・リード・ベトナム		ベトナムにおける識字教育プログラムおよび女子教育プログラムにかかる費用	5,014,542 円
2018.11.13	ルーム・トゥ・リード・スリランカ		スリランカにおける識字教育プログラムおよび女子教育プログラムにかかる費用	6,481,125 円
2018.12.12	ルーム・トゥ・リード・ネパール		ネパールにおける識字教育プログラムおよび女子教育プログラムにかかる費用	7,388,959 円
2018.12.13	ルーム・トゥ・リード・ラオス		ラオスにおける識字教育プログラムおよび女子教育プログラムにかかる費用	12,818,092 円
	合 計			101,204,839 円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実施日	使途	金額
2018.1.18	インドにおける識字教育プログラムおよび女子教育プログラムにかかる費用	4,509,108円
2018.3.15	カンボジアにおける識字教育プログラムおよび女子教育プログラムにかかる費用	14,245,522円
2018.5.11	バングラデシュにおける識字教育プログラムおよび女子教育プログラムにかかる費用	21,535,558円
2018.5.11	ネパールにおける識字教育プログラムおよび女子教育プログラムにかかる費用	6,678,874円
2018.7.20	カンボジアにおける識字教育プログラムおよび女子教育プログラムにかかる費用	5,747,261円
2018.7.23	ベトナムにおける識字教育プログラムおよび女子教育プログラムにかかる費用	5,004,755円
2018.10.12	スリランカにおける識字教育プログラムおよび女子教育プログラムにかかる費用	6,835,200円
2018.10.12	ベトナムにおける識字教育プログラムおよび女子教育プログラムにかかる費用	4,945,843円
2018.11.13	ベトナムにおける識字教育プログラムおよび女子教育プログラムにかかる費用	5,014,542円
2018.11.13	スリランカにおける識字教育プログラムおよび女子教育プログラムにかかる費用	6,481,125円
2018.12.12	ネパールにおける識字教育プログラムおよび女子教育プログラムにかかる費用	7,388,959円
2018.12.13	ラオスにおける識字教育プログラムおよび女子教育プログラムにかかる費用	12,818,092円

「特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類」記載方法

1 「1 資金に関する事項」欄

(1)欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却収益、受取利息収益等の収益の源泉別の内訳を記載します。

(2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。

(3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。

個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

3 「3 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生じる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位5者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族

② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

4 「4 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族

② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 給与の総額等に関する事項」欄

当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。

6 「6 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

7 「7 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	認定特定非営利活動法人ルーム・トゥ・リード・ジャパン	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 役員の数の中に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること		
(1) 役員及びその親族等		
(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等		
ロ 各社員の表決権が平等であること		
ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること		
ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉖	H26年1月1日～12月31日	7人	0人	0%	2人	28.5%
㉗	H27年1月1日～12月31日	7人	0人	0%	2人	28.5%
㉘	H28年1月1日～12月31日	7人	0人	0%	2人	28.5%
㉙	H29年1月1日～12月31日	7人	0人	0%	2人	28.5%
㉚	H30年1月1日～12月31日	7人	0人	0%	2人	28.5%
申 請 時		7人	0人	0%	2人	28.5%

㉖ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等						
定款27条1項に、各正会員の表決権は、平等なるものとする規定	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉔ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載方法

項 目	記 載 方 法	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。過去に認定を受けたことのない法人の場合は、「㉑」～「㉕」の欄に記載する必要はありません。ロ、ハ、二についても同様です。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉕」）を示したものです。	

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	①	②	③	④	⑤	申請時
役員数	7人	7人	7人	7人	7人	7人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数	2人	2人	2人	2人	2人	2人

役員 の 内 訳

氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						
				①	②	③	④	⑤	申請時	就任・退任年月日
Erin Ganju エレン ガンジュ		理事 (共同代表・理事 長)		○	○	○	○	○	○	H30年3月31日 退任
Geetha Murali ギータ ムラリ		理事 (共同代表・理事 長)						○		H30年4月1日 就任
John Wood ジョン ウッド		理事		○	○	○	○	○	○	H22年8月19日 就任
棚橋 賢治		理事 (副理事 長)		○	○	○	○	○	○	H22年8月19日 就任

Eric Golden エリック ゴールドデン		理事			○	○	○	○	○	○	H24年 12月27 日就任
Gary Brem ermann ゲーリー ブレマーマ ン		理事			○	○	○	○	○	○	H24年 12月27 日就任
中島 恵		理事 (共同 代表・ 理事 長)			○	○	○	○	○	○	H24年 12月27 日就任
坪内 佳世		監事			○	○	○	○	○	○	H22年8 月19日 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「役員状況」 第3表付表1 記載方法

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「㉓」から「㉔」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。

なお、当該「㉓」から「㉔」については、認定基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「㉓」から「㉔」）を示したものです。過去に認定を受けたことのない法人の場合は、「㉔」～「㉔」の欄に記載する必要はありません。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者と役員配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。

なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。

 - 直接に保有する関係
 - 一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
 - 間接に保有する関係
 - 一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	認定特定非営利活動法人ルーム・トゥ・リード・ジャパン	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次業)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	認定特定非営利活動法人ルーム・トゥ・リード・ジャパン	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意
		する しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、活動計算書、財産目録、貸借対照表、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第5表) 記載方法

項 目	記 載 方 法	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	<p>閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。</p>
「ホ」欄		<p>③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>

認定基準等チェック表 (第7表)

法人名	認定特定非営利活動法人ルーム・トゥ・リード・ジャパン
-----	----------------------------

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと						チェック欄 ✓
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	申請時	
有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	
㊦ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

「認定基準等チェック表」(第7表) 記載方法

項目	記載方法	注意事項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「①」から「⑤」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「①」から「⑤」)を示したものです。過去に認定を受けたことのない法人の場合は、「⑤」～「⑤」の欄に記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	認定特定非営利活動法人ルーム・トゥ・リード・ジャパン	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定NPO法人が認定を取り消された場合又は特例認定NPO法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定NPO法人又は当該特例認定NPO法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="radio"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	-----------------------------------	----------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---------------------------	----------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	<input type="checkbox"/> はい・いいえ

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---	----------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ